

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：令和元年9月24日（令和元年（行情）諮問第261号）

答申日：令和2年2月12日（令和元年度（行情）答申第521号）

事件名：各都道府県及び市町村の教育委員会がそれぞれ使用している「精神障害」及び「精神障害者」の語の定義（平成31年4月23日現在）がわかる文書（特定課保有分）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「各都道府県及び市町村の教育委員会がそれぞれ使用している「精神障害」及び「精神障害者」の語の定義（平成31年4月23日現在）がわかる文書（初等中等教育局財務課（以下「特定課」という。）で保有しているもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年6月14日付け31受文科初第504号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、「各都道府県及び市町村の教育委員会がそれぞれ使用している「精神障害」及び「精神障害者」の語の定義（平成31年4月23日現在）がわかる文書（特定課で保有しているもの）」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、文書不存在を理由として不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、以下の理由により、原処分の取消しを求める旨の審査請求がなされたところである。

【審査請求理由】

開示請求に係る行政文書を管理している

2 本件対象文書の不存在について

本審査請求に係る開示請求について、特定課においては、平成31年4月23日時点における、各都道府県及び市町村の教育委員会がそれぞれ使用している「精神障害」及び「精神障害者」の語の定義が分かる文書を保有していないため、該当する行政文書が存在しない。

なお、諮問に当たり、念のため執務室及び書庫等を改めて探索したが、本件開示請求に該当する文書は確認できなかった。

3 原処分にあたっての考え方について

以上のことから、本件対象文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は根拠が無く、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年9月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和2年1月29日 審議
- ④ 同年2月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

特定課においては、「精神障害」及び「精神障害者」を定義することを所掌しておらず、また、各都道府県及び市町村の教育委員会から、それぞれ使用している「精神障害」及び「精神障害者」の語の定義が分かる文書の提出を求めたこともなく、したがって、本件対象文書を作成・取得していない。

また、諮問に当たり、念のため執務室及び書庫等を改めて探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 以下、検討する。

本件対象文書について、該当する文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点は見当たらず、また、これを覆すに足る事情も認められないことから、文部科学省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司